

## 第3回古平町議会定例会 第1号

平成29年9月25日（月曜日）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第38号 平成29年度古平町一般会計補正予算（第3号）
- 5 議案第39号 古平町個人情報保護条例の一部を改正する条例案
- 6 議案第40号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約について
- 7 議案第41号 北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約について
- 8 議案第42号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約について
- 9 報告第3号 平成28年度決算に基づく健全化判断比率について
- 10 報告第4号 平成28年度決算に基づく資金不足比率について
- 11 同意第11号 古平町教育委員会委員の任命について
- 12 認定第1号 平成28年度古平町各会計歳入歳出決算の認定について
- 13 平成28年 家庭ごみ・下水道汚泥等のアミノ酸堆肥化に関する陳情  
陳情第11号 （総務文教常任委員長報告）
- 14 陳情第11号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について  
（総務文教常任委員長報告）
- 15 陳情第12号 「オスプレイ飛行訓練の中止等を求める意見書」（案）採択を求める陳情書

### ○出席議員（10名）

議長10番 逢見輝続君	1番 木村輔宏君
2番 堀清君	3番 真貝政昭君
4番 岩間修身君	5番 寶福勝哉君
6番 池田範彦君	7番 山口明生君
8番 高野俊和君	9番 工藤澄男君

### ○欠席議員（0名）

### ○出席説明員

町長 貞村英之君

副町長	佐藤昌紀	君
教育長	成田昭彦	君
総務課長	松尾貴光	君
企画課長	細川正善	君
財政課長	三浦史洋	君
民生課長	五十嵐満美	君
保健福祉課長	和泉康子	君
産業課長	宮田誠市	君
建設水道課長	高野龍治	君
会計管理者	藤田克禎	君
教育次長	白岩豊	君
財政係長	人見完至	君

○出席事務局職員

事務局長	本間克昭	君
議事係長兼総務係長	小澤浩二	君

開会 午前 9時55分

○**議会事務局長（本間克昭君）** 本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。  
ただいま議員 10 名全員が出席されております。  
説明員は、町長以下 13 名の出席でございます。

◎開会の宣告

○**議長（逢見輝統君）** おはようございます。  
ただいま事務局長報告のとおり 10 名全員の出席を見ております。  
よって、定足数に達しております。  
ただいまから平成 29 年第 3 回古平町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○**議長（逢見輝統君）** 直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○**議長（逢見輝統君）** 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、6 番、池田議員及び 7 番、山口議員のご両名をご指名いたします。

◎議会運営委員長報告

○**議長（逢見輝統君）** ここで、去る 19 日に開催されました議会運営委員会協議事項を議会運営委員長より報告していただきたいと思っております。

○**議会運営委員長（真貝政昭君）** それでは、私のほうから去る 9 月 19 日に開催されました議会運営委員会での決定事項をご報告申し上げます。

会期につきましては、本日 9 月 25 日から 9 月 29 日までの 5 日間とするものです。

議事日程でございますが、お手元に配付の日程表に基づき、取り進めるものといたします。26 日は諸行事のため、27 日は決算審査特別委員会開催のため休会といたします。なお 28 日の本会議は決算審査特別委員会終了後、時間を繰り下げて開催する運びといたします。

次に、総務文教常任委員会に付託されておりました平成 28 年陳情第 11 号については常任委員長より不採択の報告があります。また、2 件上がっております陳情でございますが、いずれも本会議で採択の上、本定例会中に意見書を提出する運びといたします。

決算につきましては、各会計の提案理由の説明が終わり次第、全員による決算審査特別委員会を設置しまして、これに付託し、審議することといたします。また、慣例により委員長には副議長を、副委員長には総務文教常任委員長を充てることといたします。

審査の方法でございますが、一般会計の歳入につきましては 3 款程度に分けて、また歳出は款ごとに区切って質疑を行います。他の会計につきましては、歳入歳出一括で質疑を行います。また、質疑は一問一答で継続して質問し、ほかの人に移ったときは再質問はできないこととします。それから、一問

一答ですので、一度に数項目にわたって質問をすること、また決算でございますので、予算的な質問にならないようご留意願います。決算審査特別委員長におかれましては、その点よろしくご配慮いただきたいと思っております。討論は本会議で行いますので、委員会では省略することにします。また、採決については、全会計一括で採決する運びといたします。次に、本会議での質疑でございますが、議員全員で構成されます特別委員会で質疑を行いますので、省略いたします。また、討論、採決については例年どおり一括で行うことといたします。

最後に、一般質問についてご説明いたします。一般質問は、一問一答方式で、質問回数は1件について3回までとします。

以上、議会運営委員会で決定された事項でございますので、皆様にご報告申し上げますとともに、よろしくご協力くださいますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（逢見輝統君） 議会運営委員長の報告を終わります。

#### ◎日程第2 会期の決定

○議長（逢見輝統君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日9月25日から9月29日までの5日間にしたいと思いますこれにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日9月25日から9月29日までの5日間に決定いたしました。

#### ◎日程第3 諸般の報告

○議長（逢見輝統君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項は、平成29年度7月分、8月分例月出納検査結果、平成29年後志広域連合議会第1回臨時会議決結果の2件でございます。内容については、お手元に配付の資料をもってかえさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

#### ◎行政報告

○議長（逢見輝統君） 本日は定例会でございます。町長より行政報告の申し出がありますので、これを許します。

○町長（貞村英之君） 平成29年第3回古平町議会定例会の開会に当たり、さきに開催されました第2回定例会以降の主な事務事業の執行状況及びその概要につきまして行政報告をさせていただきます。

まず、役場庁舎の建設についてでございます。役場庁舎及び文化会館の改築に向けた役場庁舎建設基本構想を8月に策定し、その内容につきましては9月7日に開催されました議会全員協議会でお示しし協議を行い、広報ふるびら号外新庁舎特集号で町民の皆さんにお知らせをいたしましたところでございます。

また、新庁舎の根幹となる基本設計につきましては、8月1日に入札を行い業者を決定いたしました。

て、契約締結をする運びとなりました。

新庁舎は、少子高齢化、人口減少、中心市街地の急速な衰退に伴う市街地機能や地域活力の低下などの本町が抱えるさまざまな課題解決に向け、まちなか再生の拠点施設として中心市街地のにぎわいと憩いの場づくり、新しい古平町の町の顔づくりとなるような場として取り組みを進めるとともに、財政基盤が弱い本町の健全財政を維持するため、コンパクトな新庁舎、町全体としてのコンパクトなまちづくりを目指し、町民の皆様のご意見やご理解をいただき、情報共有しながら基本設計の策定を取り進めてまいります。

次に、財政シミュレーションについてでございます。今後本町で計画している建設事業のうち、大きな財政負担を伴う3事業、つまり庁舎、文化会館の改築、特別養護老人ホームの建設、火葬場建設、これらの事業及び経常経費として多額の一般財源を必要とする町立診療所海のまちクリニックの運営費及び本年度の普通交付税の算出結果を反映した財政シミュレーションの見直しを行い、9月7日に開催された議会全員協議会でご説明いたしましたところでございます。

地方交付税の段階的縮減が始まりまして、財政運営が一段と厳しさを増す中、これら3事業を計画どおり実施した場合、単年度の起債償還額が健全な財政運営の目安としてきました4億円を大きく上回り6億円を超えることとなります。かつてない公債費負担となるところでございます。

また、今年度の決算から財源不足を補填するための基金取り崩しが必要となり、平成18年度以降11年ぶりに実質的な単年度収支が赤字状態、平成44年度には基金が底をつく状況が推計されたところでございます。

3事業の実施に当たりましては、郊外からまちなかへの移転や公共施設の統廃合など厳しい条件が付与されるものであっても有利な国庫補助金等を財源として活用することはもちろん、今年度予算に計上されている事務事業を含む全ての事務事業を分野横断的に再検討し、選択と集中をする必要がございます。

現在提供している行政サービスを維持しながら、健全で将来にわたり持続可能な行財政運営を図るため、今年度予算に計上されている明和地区住民集会所や墓地通線拡幅事業の凍結、地籍調査の延期など計上されている予算であっても不断の見直しを行い、平成49年第4回定例会までに最少の経費で最大の効果を上げるよう検討してまいりたいと考えております。

次に、中央バス積丹便減便についてでございますが、7月24日に開催されました後志管内生活交通確保を検討する後志地域交通確保対策協議会において中央バス株式会社から提案を受け、9月7日に開催された議会全員協議会で報告を行いました。路線バス積丹線の平成40年12月の冬ダイヤから小樽方面への便と積丹方面の便を合わせ、平日10便、土日祝日12便の減便、これらにつきまして9月13日の中央バス株式会社小樽事業部長と本町と懇談の機会に町民にとっての路線バスの必要性や乗車実態を調査する時間を要することなどを訴えまして、12月実施がありきでない旨、回答を得たところでございます。

積丹線は、町外への通学、通院及び買い物等に利用され、車を運転しない高齢者等の交通弱者にとっては欠かせないものでありますことから、今後も他の沿線自治体である小樽市、積丹町、余市町と連携しながら減便の見直し等を中央バス株式会社に変更を要請してまいります。

次に、避難グッズあっせん事業についてでございますが、7月8日から8月18日の期間で実施しました避難グッズあっせん事業でございますが、今回は19世帯が購入を希望したところであります。災害時の避難に対する意識を高めることや、みずからの身はみずからで守るという自助の考え方を浸透させることを目的に実施したところでございますが、町内全世帯の1%であったという結果を踏まえ、今後も目的を達成するため防災訓練など、さまざまな場面を通じて呼びかけてまいりたいと考えております。

次に、ふるさと納税についてでございます。ふるさと納税の状況でございますが、8月末現在、寄附件数1万664件、対前年度比47.9%増、寄附額1億2,838万円、対前年同期比44.1%増となっております。

4月1日に出された総務大臣通知の影響もあって、贈呈品の割合が3割に変更される前の駆け込み寄附によって大幅な増となっている面もあるものと考えております。

今後は、総務大臣通知に従って新たな贈呈品を準備することとなりますが、その際の各業者に対する新商品開発支援制度の創設を進めているところであり、本定例会におきまして必要な補正予算を提案させていただきます。

次に、古平町立診療所海のまちクリニックについてでございます。8月9日に平成年度第1回古平町立診療所運営協議会を開催し、平成8年度診療実績においては、5月9日診療開始で診療期間は11カ月間ではありますが、1万人を超える受診者があり、地域に認識される診療所となったこと、医師2名体制が早期に実現できるよう進めていくことを報告しております。

また、急性期治療が終了し、在宅生活までの中間受け皿として、7月10日付で介護保険制度による短期入所療養型介護、いわゆるショートステイ18床の指定を受け、運営を開始したところであります。町内外の方が利用し、8月末までの利用者数は延べ163名と順調に運営がされております。

次に、特別養護老人ホームの建設についてでございます。第6期後志広域連合介護保険事業計画、これは平成27年から29年までの計画でございますが、これにおきましては地域密着型を含む介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備につきまして、188床の整備計画に対し29床が整備され、159床、うち古平分は80床でございますが、これらが未整備となる見込みであります。

第7期計画、30年からの3年間、32年までになりますが、これに係る北海道の方針につきましては実現性の高い保険者分のみ整備枠を確保する方針とのことであります。本町として検討を重ねた結果、現在介護職員の確保が大きな課題となっており、確実な事業実施が前提の第7期計画での整備を見送らざるを得ないことから、人材確保対策、必要量の把握、低所得者対策などの課題を分析、整理し、第8期計画以降で計画に掲載できるよう検討してまいりたいと考えております。

次、農産物の作況状況等についてでございます。農業委員会が行った水稻の作況調査では10アール当たりの収穫量が465.2キログラムとなっており、過去3カ年の平均収量をもとにした作況指数は99.19%と平年並みの収穫量が見込まれており、今月中旬から稲刈りが始められております。

また、畑作につきましても全体として好天に恵まれ、イチゴは6月、7月にかけて順調に出荷を終えており、ジャガイモやカボチャにつきましても台風による被害を受けることもなく、8月以降、これも順調に収穫、出荷が行われているところであります。

次に、プレミアム商品券の発行事業についてでございますが、商工会が運営するプレミアム商品券発行事業につきましては、1セット1万円で1万5,000円分商品券を3,000セット、総額で3,600万円分の商品券が9月7日をもって完売したところであり、少しでも町内経済の底上げ、好循環につながればと期待しているところでございます。

次に、高校通線改良工事についてでございますが、進捗状況70%に達してございまして、舗装工は施工済みですが、発注後のり面の状況を詳細調査した結果、れきや岩塊が多数確認されたことから、当初設計の標準的な種子吹きつけでは降雨等により施工部が流出してしまうため、十分耐え得る種子吹きつけに設計変更してございます。この結果、当初は全のり面を施工する予定でございましたが、変更増額により半分程度のり面施工しかできないため、残事業につきましては継続事業として次年度に予算要求したいと考えております。

次に、台風18号についてでございます。9月18日に北海道を縦断した大型の台風18号により、大雨、洪水、暴風、波浪の各警報が発令されました。本町としては、災害が発生するおそれがあったことから、災害対策連絡会議を設置し、対応に当たりました。古平川の水位が上昇し、水防団待機水位を超え1.97メートルに到達し、各樋門の排水ポンプを運転いたしました。幸い大きな被害はなく安堵しているところでございます。

以上、第2回定例会以降の事務事業の主なものにつきまして行政報告をさせていただきましたが、その他会議などの開催状況及び事業概要につきましては資料1に、各種工事、委託業務の発注状況については資料2に、本町に係る平成29年度の公共工事の概要は資料3として取りまとめ、添付いたしておりますので、後ほどご高覧くださればと思います。

以上申し上げ、行政報告といたします。

最後に、本定例会に付議します案件でございますが、平成29年度一般会計補正予算案1件、条例改正1件、その他案件3件、人事案件1件、報告案件2件、平成28年度各会計における認定に付するための決算認定案件1件の合計9件でございます。これらの議案につきましては、慎重なるご審議の上、ご賛同くださるようお願い申し上げます。

以上でございます。

**○議長（逢見輝続君）** 町長の行政報告が終わりました。

次に、教育長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

**○教育長（成田昭彦君）** 日ごろ議員皆様には、本町の教育行政の推進に深いご理解とご協力をいただいておりますことに対し心より感謝申し上げます。

平成29年第3回古平町議会定例会の開催に当たり、教育行政報告をさせていただきたいと存じますので、お聞き取りを願います。

学校教育関係では、北海道余市紅志高等学校の2間口維持に向けた取り組みとして、6月に北後志5カ町村の首長を初め、教育関係者で余市紅志高等学校のあり方を考える会を設立し、北海道教育委員会への要望を行ってまいりましたが、その活動が認められ、平成30年度においては従来どおり2間口募集することが示されましたが、今後も毎年度2間口維持に向けて厳しい状況が続くことが予想されます。

また、小樽工業高校と商業高校を統合し、平成30年春に開校する新設校の名称を小樽未来創造高校

とする考えが明らかにされました。

中学校では、7月4日、10日の2日間にわたって高校説明会を行い、4日は小樽潮陵、桜陽、水産北照、双葉の5校、10日には余市紅志、小樽明峰、工業の3校、公立合わせて8校に来てもらい、高校卒業後の進路を含め各学校の特色について説明を受け、自分の進路に向けての意識を持ち始めた3年生はもちろん、1、2年生や保護者の方も関心を持ちながら説明を聞いていました。

本年度の後志中体連は、6月28日のバドミントン大会に始まり、バレーボール、野球、柔道、それぞれの大会に参加しましたが、柔道個人戦で田口滯君が90キログラム級で優勝し、厚沢部町で開催された全道大会に出場し、見事3位に入賞しました。また、吹奏楽部は8月9日に札幌市コンサートホールKitaraで行われた全日本吹奏楽コンクール北海道予選札幌地区大会に部員わずか5名で出場しC編成の部で銅賞という結果でした。出発前には緊張はしていないと言っていた生徒たちですが、演奏が終わって戻ってきたときはほっとしたような表情でした。この経験を生かして古中祭や定期演奏会ではさらにすばらしい演奏を聞かせてくれることと思います。

平成26年より外国語指導助手として勤務していただいたアーセル・ロバートが7月31日で退職し、新たにホーキンス・ロバート氏を迎え、引き続き小学校の外国語指導や中学校の英語の授業に従事していただいておりますが、小中校長、教頭初め、教職員からはまじめで一生懸命だという言葉をいただいております。本人からも一日も早く古平の町になれようという気持ちが感じられ、非常に好感の持てる青年であります。

4月18日に全国一斉に行われた全国学力・学習状況調査の都道府県別の調査結果が8月28日に文部科学省から全国、全道の平均正答率が公表され、北海道は全国平均を下回ったものの、年々全国平均に近づいてきている傾向にあります。今後1月ごろに道教委より管内別の平均正答率について公表される予定であります。

平成30年度から小学校で教科化される特別の教科道徳の使用教科書採択に当たっては、5月から3回の協議会と2回の調査委員会を経て8月4日に第4地区教科書採択教育委員会協議会として8社のうちから教育出版株式会社の教科書を使用することに決定いたしました。なお、採択の理由や議事録については、教育委員会事務室において平成34年3月31日まで閲覧できるようになっており、町民の皆様には10月広報にて周知いたします。

小学校では、9月11日の週を参観日週間とし、毎日多くの保護者や町民の方々に参観いただくことができました。また、この期間に合わせて教育委員による小中の学校訪問を行い、各学年の授業参観と校長、教頭との学校、学級経営についての意見交換や学校給食の試食についても行ってまいりました。

平成32年度から小学校の学習指導要領が大きく変わり、その一つに5、6年生の外国語活動が英語科となるとともに、3、4年生の外国語活動が始まります。それに伴って3年生以上は年間時間の授業時間をふやさなければならなくなり、次年度は移行措置とし15時間ふやす方向で検討し、そのふやし方について次の方法が考えられます。①は木曜日も6時間授業とする、②は1時間授業の日をつくる、③は土曜日の登校日をつくる、④は長期休業を減らすの4案の中から2学期中に保護者の意見等を聞きながら決定してまいります。

中学校では、8月23日に学級弁論を開催し、労働時間のことや犬の殺処分、ボランティア、古平町

のことなどいろいろなことが発表され、その後各学年の代表者2名が選出され、9月2日に校内弁論大会を行い、斉藤みくるさんと堀菜結花さんの2名が来月20日に仁木中学校で開催される中文連北地区弁論大会に古平中学校の代表として出場いたします。

生涯学習、スポーツについては、社会教育の立場から学校支援の一環として、児童の基本的な生活習慣を身につけさせるとともに、家庭での望ましい生活習慣の定着を図ることを目的に、平成年度から実施しているふるびら通学合宿を本年度も漁港会館を会場に9月4日から3泊4日の日程で行い、16名の児童が参加しました。夕食を古平町食生活改善推進委員会の方々と一緒につくるなどして、9時半就寝、6時起床という規則正しい生活を送っていました。あわせて、子供たちが家庭に戻ってからも早寝、早起き、朝ごはんの生活が励行できるよう、最終日には保護者プログラムを作成し、後志教育局から講師を招き講演をいただくなど、親子そろっての通学合宿となりました。

10月9日に行われる第42回古平ロードレース大会には、現在、068名の参加申し込みがあり、大会運営上1,200名が限度であることから、当日参加受け付けを打ち切ることも予想されます。

今後の事業では、10月26日から29日まで文化会館において文連協主催で第3回文化祭作品展、11月3日には第50回文化祭発表会、11月12日には古平中学校70周年記念式典、19日には芸術鑑賞事業と大きな事業が展開されてまいります。

教育委員会としても関係者との連携を密にしながら事業を推進してまいりたいと考えておりますので議員皆様方のお力添えを賜りたくお願い申し上げます、教育行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（逢見輝統君） 教育長の行政報告が終わりました。

これにて行政報告を終わります。

#### ◎日程第4 議案第38号

○議長（逢見輝統君） 日程第4、議案第38号 平成29年度古平町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○財政課長（三浦史洋君） ただいま上程されました議案第38号 平成29年度古平町一般会計補正予算（第3号）につきまして提案理由のご説明をいたします。

一部説明資料のほうも使いますので、議案の説明資料をお手元に出しておいてください。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,514万9,000円を追加しまして、補正後43億5,862万1,000円とするものでございます。

補正する款項の区分、金額等につきましては、第1表、2ページ、3ページにお示ししております歳入歳出予算補正をごらんください。

また、今回は地方債の補正が必要になってございますので、その辺等につきましては第2表、5ページ、地方債補正にお示ししてございます。

具体的内容につきまして、事項別明細書の歳出からご説明いたします。8ページ、9ページをお開きください。2款1項1目一般管理費、既定の予算は1万3,000円を追加して、1,661万1,000円とす

るものでございます。右に移りまして、赴任旅費でございます。当初予算では新採用の5名分の予算を見てございました。今回9月3人ということで、3人分を追加するものでございます。4月に道から派遣になっておりました課長補佐の帰任、帰る旅費、また町長の赴任旅費、また7月に採用されました職員1名分の赴任旅費ということで、3名分、41万3,000円でございます。

続いて、5目財産管理費100万円を追加して、8,440万6,000円とするものでございます。委託料で今後の庁舎、文化会館の建てかえを見込みまして、国庫補助金を狙っていききたいということで、ここで立地適正化計画策定支援業務委託料40万円組ませています。これにつきましては、地域交流センター、文化会館の建てかえと放課後児童クラブとかもろもろ入れまして、そういう部分の建設費に補助金を充てていききたいと考えてございます。補助金の名称としては、社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画）事業というくくりがございまして、そのために立地適正化計画をつくっていかなければならないというものでございます。今年度、この金額で基礎調査を行います。そして、来年度この立地適正化計画を策定していききたいと考えております。庁舎、文化会館の財源確保のための先行投資でございます。

続きまして、企画費400万円追加して、1億345万5,000円とするものでございます。地域特産品開発事業委託金、行政報告にありましたように今回補正をお願いするものでございます。具体的に見ますと、ふるさと寄附金の贈呈事業の部分で、各業者さんが商品を出してございます。この業者さん方がまた新たな商品を開発する、または3,000円に合わせたパッケージですか、そういうものを変えていくというので、さまざまな経費がかかると思っております。贈呈業者は町内に8社ございますので、上限50万円ということで、簿価400万円ということで計上させてもらってございます。

続きまして、7目電算管理費30万7,000円を追加して、4,536万円とするものでございます。委託料、社会保障・税番号制度システム整備ということで、制度改正に伴いまして標準レイアウトの変更に対応するための改修、また住基システムから出力される帳票に旧姓を併記するという、この改修が必要になってございます。391万5,000円。次に、全国町・字名ファイル保守委託料、備品購入費のほうではこの購入費ということで載せてございます。これは、来年度から国保の保険者、財政主体が都道府県に移ります。それに伴います町が持っているシステムに最新の住所情報が必要ということになりましてファイルのほうに32万4,000円、そして今後維持していく、保守していく委託料が今年度は6万8,000円ということでございます。

続いて、9目職員福利厚生費55万2,000円を減額して、232万1,000円とするものでございます。産業医の関係の組みかえでございます。当初予算では報酬ということで10万円の12カ月分ということで見てございました。医師への直接払いということで考えておりましたが、法人へ委託払いということがふさわしいであろうというお話がありましたので、法人への委託ということ64万8,000円、半年経過してございますので、残り6カ月分ということ64万8,000円の追加でございます。報酬は全額落とします。

続きまして、13目ふるさと納税事業費50万円減額して、3億1,151万9,000円とするものでございます。6目でご説明しました地域特産品の開発、このほうに含めるため、ここで新商品開発を見ておりましたが、この開発の助成金を振興協会からいただくために企画費のほうに持っていこうということ

で科目の入れかえということでございます。

続いて、4項1目選挙管理委員会費5万3,000円を追加し、75万5,000円とするものでございます。委員さんの報酬の増額でございます。

ページめくっていただきまして、10ページ、11ページです。3款1項3目元気プラザ管理費2万5,000円を追加し、4,055万4,000円とするものです。修繕料です。26万2,000円。居室の部分で部屋にある排煙窓が故障しております。その修理。また、2点目には水洗トイレがございますが、3カ所でその水洗のセンサーが故障しましたので、その交換の経費でございます。委託料、地下タンク漏えい検査の委託料が新しく26万3,000円のとってございます。3年に1度の検査をしております。前回、平成26年度に検査しましたので、当初予算に計上漏れてございましたので、今回上げさせていただきたいと思っております。

続いて、12目障がい福祉費1,193万9,000円を追加して、4億3,569万6,000円とするものでございます。償還金です。国庫、道費のほうから負担金が入ってきてございます。平成年度の精算で過不足をのけるものでございます。去年は、さらにもらい過ぎていたということで、今回返納金ということで合計1,193万9,000円でございます。

続いて、4款2項1目じん芥処理費51万2,000円を追加して、8,242万円とするものです。委託料と同額です。一般廃棄物処理基本計画の策定ということでのっております。これにつきましては、北後志のほうで衛生施設組合ということでごみ処理の一部と、あとし尿の処理をしてございます。ご存じのとおり、栄町にあります衛生センターが老朽しています。その今後ということで、5町村考えてございまして、行く行くはし尿の前処理をして余市の下水センターのほうに処理をお願いするというのでの管内で進んでございます。ミックス事業といいますが、これが進行してございます。このための基礎データをとらなければならないということで、今回この処理計画の生活排水に関する部分について変更していかなければならないということでの委託料でございます。

続いて、10款1項2目事務局費85万2,000円を追加して、1,467万7,000円とするものでございます。臨時職員1名分の賃金6カ月分を追加させていただくものでございます。

続いて、13款1項1目150万円を減額して、1億,390万円とするものでございます。ふるさと応援基金への積立金を150万円減らすということで、財源調整でございます。

歳入、6ページ、7ページをお開きください。9款1項1目地方交付税、既定の予算から196万6,000円を減額して、18億6,803万4,000円とするものでございます。普通交付税、7月5日に決定してございます。欄外の括弧書きにありますように6億9,803万4,000円と決定されましたので、実額に合わせるための減額補正でございます。

説明資料のほうに少し載せておりますので、ごらんください。1ページです。きょう出している表と同じでございます。区分の見方としましては、左縦列に財政需要額、そして収入額、差し引きの交付税額というので載せてございます。表の頭の部分につきましては、左に昨年年度の決算金額、交付決定額ですね、そして中ほどに今年度の当初予算の見積もった金額を載せてございます。そして、右側のほうに今回決定になった金額に合うような数字を載せてございます。見ていただきたいのが、一番下から6行目、基準財政需要額という区分がございます。右側の欄外でいうと⑥と小さくなっていますが、

その部分基準財政需要額です。そして、右から2列目、増減のところをごらんください。増減の左側のほう、29年度と28年度を比べてどうなったかという増減額です。⑥で基準財政需要額が6,432万5,000円下がってございます。そして、⑦の行、収入額です。それが334万8,000円の減ということになってございます。そして、調整錯誤を除きまして、結果的に⑨の欄、普通交付税額、前年と比べて5,235万4,000円の減ということでなっております。以上です。

それでは、議案のほうに戻ります。13款1項1目民生費負担金8万4,000円を追加して、2億3,178万7,000円とするものでございます。障がい児の入所給付費の負担金の過年度分ということで、先ほど歳出のほうでも返納金のほうを載せてございますが、この部分につきまして28年度の精算、もらう分が少し少なかったということで実額に合わせるものでございます。

2項1目総務費補助金91万8,000円を追加して、379万7,000円とするものでございます。番号制度のシステム整備につきまして、国庫補助が入ります。その部分291万8,000円を追加するものです。

17款2項1目財政調整基金繰入金、000万円追加して、2億7,600万円とするものです。今回の補正に充てるための財源手当てでございます。

続いて、19款4項2目雑入945万6,000円追加し、3,163万8,000円とするものでございます。まず、いきいきふるさと推進事業費助成金、これが歳出の企画費で説明しました特産品開発90万円の2分の1の補助金をここで持っております。次に、北後志消防組合の負担金精算ということと28年度の精算につきまして726万円戻ってきてございます。その他収入につきましては、財源調整でございます。

最後に、20款1項9目臨時財政対策債34万3,000円の減でございます。普通交付税決定と同時に臨財債も決まっておりますので、これに合わせる補正でございます。

以上、提案理由の説明でございましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りたいと存じます。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○8番（高野俊和君） 歳出の9ページの企画費の中の地域特産品開発事業委託料ですけれども、これは3割になったふるさと納税の返礼品に対するものでしたか。

○企画課長（細川正善君） そのとおりです。

○8番（高野俊和君） これは、8業者に50万として400万と計上されていますけれども、8業者の中でかなり数に差があると思うのです。全体として400万なのですから、差があっても1業者0万円ずつで、その内容に関しては企画の製品であろうがポスターであろうがパッケージであろうが、何でも可能ということになるのでしょうか。

○企画課長（細川正善君） まず、1業者、上限で50万円です。なので、50万円に満たない場合は例えば30万なら30万という形になります。基本的には、ふるさと納税の返礼品として製品ができ上がったものに対して3分の2の補助で委託で出す予定であります。それ以外にも今回は総務大臣通知に基づいて新たに返礼品をつくりましますので、それに合わせてパッケージが小さくなるかということも考えられますので、そういう版代の見直しも2分の1で委託する予定であります。

○8番（高野俊和君） さっき8業者と言いましたがけれども、全体を見ますと2業者が大体5割ぐらい賄っていると思うのですが、その数に関係なくこの金額というのは大体5万という……最高額

で 50 万というふうに考えているでしょうか。

○企画課長（細川正善君） 数に関係なくです。各業者、返礼品として用意するもの、40 品用意しております。新たな総務大臣通知に従いまして、各業者マックス 16 品用意することになりますので、こっちから委託料を払っている金額にかかわらず、向こうが用意する返礼品の数がありますので、それを用意するための経費ということになります。

○3 番（真貝政昭君） 7 ページで繰入金のところ、財調から、000 万取り崩す予算になっています。それと、11 ページでふるさと応援基金が若干減額で補正されていますけれども、現時点での財調の残高とふるさと応援基金の残高、そして各基金の合計が平成 28 年度で 19 億何がしとなっていますけれども、現時点でどのようにこの数字が変わっていくのでしょうか。

○財政課長（三浦史洋君） 3 点ほどございましたけれども、財政調整基金をまづ、000 万円今回補正しまして、2 億 7,600 万円取り崩すとしますと、予算上の結果、財政調整基金残高が 5 億 585 万円です。そして、ふるさと基金のほうは補正後の金額は 2 億 890 万円です。そして、基金の関係、全会計です、下水道、簡水だとか全て入れましての全会計では、先ほど申し上げました 28 年度決算額では 19 億 100 万円、今回補正後で 100 万単位で 16 億 2,900 万円ということになっております。

○議長（逢見輝続君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第 38 号 平成 29 年度古平町一般会計補正予算（第 3 号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第 5 議案第 39 号

○議長（逢見輝続君） 日程第 5、議案第 39 号 古平町個人情報保護条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（松尾貴光君） ただいま上程されました議案第 39 号 古平町個人情報保護条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明を申し上げます。

本件は、平成 28 年 5 月の行政機関個人情報保護法の改正と番号法の一部改正を踏まえ、国から示された改正例に倣い、古平町個人情報保護条例の一部を改正する議案でございます。

改正の要旨としては 3 点、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法の改正に伴う一部改正、番号法の改正による一部改正、その他現行の行政機関個人情報保護法の規定に合わせるために規定の追加、文

言の整理を行っております。

説明資料の2ページ目をお開きください。1点目の行政機関個人情報保護法の改正による改正でございます。個人情報保護法の改正に伴い、平成8年5月には行政機関個人情報保護法が改正され、個人識別符号、DNA、静脈、指紋等を電子化したもの、マイナンバー、パスポート等、運転免許証番号などのことを個人識別符号という概念を取り入れた個人情報の定義を明確化することとされておりますので、個人情報の定義の明確化を図る規定の改正をしております。あわせて、人種、信条、病歴など、本人に対する不当な差別、または偏見が生じる可能性のある個人情報を新たに要配慮個人情報として定義することを行っております。この改正部分が説明資料2ページ目から4ページ目までの第2条の改正となっております。

次に、4ページ目から5ページ目の上段、第6条、第7条の改正部分でございます。これは、第2条改正で追加した要配慮個人情報の取り扱いについての規定をしております。

次に、現行の行政機関個人情報保護法の規定に合わせるため規定の追加、文言整理として5ページ目中段、第10条、電子計算組織を結合する方法により、提供の制限について規定の追加を行う改正でございます。

この5ページ目の下段から12ページの上段まで、17条から25条まで個人情報の開示及び訂正の手続について規定の追加、文言の整理を行う改正でございます。

次に、12ページ中段、個人情報の提供先への通知、この部分については番号法の一部改正による改正で、情報提供記録を訂正した場合の通知義務を追加すること及び情報提供記録の定義を修正する改正でございます。

次に、現行の個人、さらには個人情報保護法に合わせるための規定、文言の整理として17ページ目の下段から17ページの上段まで、利用停止、消去の請求権についての規定を設けております。これまで条例の規定に違反している場合には、その是正を申し出ることができる旨の規定をしておりましたが是正の申し出から利用の停止請求に改正するものでございます。

次に、17ページ目、第38条から第40条までを削除する改正でございます。これは、個人情報保護法の一部改正により、これまで5,000人以下の事業者は法の対象外としていましたが、平成9年9月の法改正で全ての事業者が個人情報保護法の適用を受けることとなりました。38条から第40条では、法の対象外の事業者に対する行政上の措置を規定したものですので、法と条例の重複を避けるため削除するものでございます。

最後に、51条の2については32条に規定していた苦情処理についての条例を、54条は個人情報ファイルについての文言整理でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 全て法律の改正に基づいてこのように変更するということなのですか、一例ですけれども、説明資料の17ページですか、町長と事業者の関係で不適切なことが起きた場合、何々するということなのですか、具体的な事例としてどのようなことが想定されているのでしょうか。

○総務課長（松尾貴光君） 具体的な事例といたしましては、例えば商売をやっている方が知り得た個人情報をも不正に使用して流出をさせたとか5,000人以下の事業者がそのような個人情報の取り扱いをしていた場合、町として今までは是正をしようとするような形でやっておりました。ただ、今までは5,000人以下、個人情報保護の適用がなかったのですが、今回は法律が改正されて、法律に基づいてできるようになっています。なので、条例に基づく規定というのは削除しております。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第39号 古平町個人情報保護条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第6 議案第40号ないし日程第8 議案第42号

○議長（逢見輝統君） 日程第6、議案第40号 北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約について、日程第7、議案第41号 北海道市町村職員退職手当組合同規約の一部を変更する規約について、日程第8、議案第42号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更する規約についてを一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（松尾貴光君） ただいま一括で上程されました議案第40号 北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約について、議案第41号 北海道市町村職員退職手当組合同規約の一部を変更する規約について、議案第42号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更する規約の3議案について提案理由の説明を申し上げます。

本件は、3議案とも古平町が加入しております一部事務組合の規約の変更議案でございます。

一部事務組合の規約を変更する場合には、地方自治法第90条の規定により事前に各構成市町村等で議会の議決を経てから構成市町村等で地方自治法第6条第1項の規定による協議を行うこととなって

おり、各一部事務組合の規約の変更議案を提出したものでございます。

規約の変更内容でございますが、3議案ともに一部事務組合を構成する団体の変更でございます。6月1日付で西胆振消防組合が共同処理する事務に火葬場事務を追加したことに伴い、西胆振行政事務組合に名称変更、8月1日付で江差ほか2町学校給食組合が厚沢部町の脱退に伴い、江差町・上ノ国町学校給食組合に名称変更する2点の規約改正でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時12分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから議案第40号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約について討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第40号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第41号 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約について討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第41号 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第42号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約について

討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第42号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 報告第3号及び日程第10 報告第4号

○議長(逢見輝統君) 日程第9、報告第3号 平成28年度決算に基づく健全化判断比率についてと日程第10、報告第4号 平成28年度決算に基づく資金不足比率については関連がありますので、一括議題といたします。

報告第3号について報告を求めます。

○財政課長(三浦史洋君) 報告第3号 平成28年度決算に基づく健全化判断比率について、私のほうからご説明いたします。

健全化法の第3条第1項の規定に基づきまして、28年度決算につきまして比率を報告いたしますので、下の表にございますように、実質赤字比率、連結の比率につきましては実際黒字でございますので、指標がございません。また、実質公債費比率につきまして8.3%、将来比率につきましては18.1%となっております。

次のページから載せておりますのは、監査委員さんからの報告の内容を添付してございます。

説明資料のほうをお出してください。議案説明資料の22ページです。このページには健全化判断比率の状況、前年度と比べたものとしてございます。2番目、資金不足の比率につきましては(聴取不能)の部分で載せてございます。3番目の推移につきましては、平成25年度からの数値を載せてございます。

ページめくって、23ページです。こちらには、実質赤字比率、連結の部分の推移を載せてございます。区分の(5)、実質赤字比率、(7)、連結実質赤字比率、それぞれ上の欄にバーを示してございまして、指標なしということで黒字の部分が下の三角の、例えば実質赤字比率、28年度、うろこの4.27%ということで黒字の部分で載せてございます。

右の24ページですが、実質公債費比率の推移を載せてございます。(1)から(5)までが分子、分母の計算の基礎となるものでございます。それで、(7)、実質公債費比率、3カ年の平均で出しますので、こちらで平成27年度7.4%、28年度が8.3%ということで、0.8ポイント上がってございます。内容としましては、地方債の元利償還金が、まず(1)ですね、差し引~~き~~50万円ほど上がっております。(2)の準元利償還金につきましては①の公営企業に充てられる一般会計から繰り出すものでございますが、520万円ほどふえております。計算式の分子の部分がふえてございます。

ページめくって、25 ページです。こちらは、将来負担比率の推移を載せています。(1)の将来負担額、①、地方債の現在高が将来的には少なくなるであろうということで27、28に比較しまして5,600万円ほど減になっていると。③の公営企業債の見込み額、こちらのほうも差し引くと0万円ほど減ってございます。このようなものでありまして、分子の部分でかなり減ってございますので、下の(5)、将来負担比率、27年度が28.5%、28年度が減りまして18.1%という結果になってございます。

また、26ページにつきましては、管内の比率です。28年度管内の分というか、9月末に速報値、11月末に確定されると思いますので、1年前の数字を載せざるを得ないという状況でございます。

27ページについては、財政状況のグラフ載せてございます。

以上、説明でございました。

○議長(逢見輝続君) 続いて、報告第4号について報告を求めます。

○建設水道課長(高野龍治君) 報告第4号 平成28年度決算に基づく資金不足比率についてご報告いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第2条第1項の規定により、平成28年度決算に基づきまして下表に記載のある簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計の資金不足比率を算出した上監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告するものでございます。

下表では、簡易水道事業特別会計と公共下水道事業特別会計の資金不足比率は、両会計とも資金の不足額が生じていないため、なしでございます。

なお、この算出方法につきましては、説明資料8ページに載せておりますので、ご参考いただきたいと思います。

以上で報告第4号の報告を終わります。

○議長(逢見輝続君) 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番(真貝政昭君) 平成27年度と28年度の結果について、表であらわされているのですけれども、説明資料の22ページから26ページにかけてです。27ページ、一般会計のほうのグラフ化されたものと連動しているのですけれども、古平町の財政状況早見表が1と2という形であらわされているのですけれども、この前提になるのは前段の説明資料だと思います。それで、古平町の経年の財政状況が一目でわかるようなグラフ化されたものになっているのですけれども、古平町の管内、各自治体との関係で立ち位置を知るためには、この前段の資料から全てグラフ化されたものにできるのでしょうか。

○財政課長(三浦史洋君) 結論から申しますと、27ページの表で上の表はできます。下の表はちょっとできないと思います。どうしてかといいますと、上の表のところ26ページに管内の将来負担比率ということがございますので、それを落とし込んでいけば運用することはできます。下の表は、金額の比率ですので、まず持っていない数値、他の数値は持っていないので、難しいかなと思います。

○3番(真貝政昭君) 説明資料の26ページの管内の自治体の一覧が出ているのですけれども、これは振興局で把握している資料だと思います。それぞれの自治体の状況が早見表でこういうふうのできるのであれば、振興局のほうで、道のほうで把握されているのではないかと考えているのですけれども、

違うのでしょうか。

○町長（貞村英之君） 決算カード、わかりますよね。

○3番（真貝政昭君） わかります。

○町長（貞村英之君） あの状況は把握しています。あと、そこまでは公表できるのですが、それ以下の求めた資料については各自治体限りになりますので、公表されておりませんので、うちでやるということはちょっと無理なのかなと思っております。

以上でございます。

○3番（真貝政昭君） そういう質問でなくて、道のほうで把握されていて、そしてグラフ化すればこのように早見表として管内の自治体の立ち位置というか、それが一目瞭然にわかるようなグラフ化されたものに振興局、道のほうではできるのではないかという質問です。

○町長（貞村英之君） 真貝議員の質問にお答えいたしますが、道でやろうと思えばできると思います。ただ、やるかやらないかは道の判断にお任せいたしておりますので、ご了承いただきたいと思ひます。

○議長（逢見輝続君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、質疑を終わります。

これで報告第3号 平成28年度決算に基づく健全化判断比率についてと報告第4号 平成28年度決算に基づく資金不足比率についての報告を終わります。

◎日程第11 同意第11号

○議長（逢見輝続君） 日程第11、同意第11号 古平町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○副町長（佐藤昌紀君） ただいま上程されました同意第11号 古平町教育委員会委員の任命について提案理由の説明をいたします。

本件は、現教育委員をお願いしております本間炊氏の任期満了に伴い、その後任に同氏を再び任命したいので、同意を求めるものでございます。

記としまして、任命すべき委員、住所、古平郡古平町大字浜~~180~~番地、氏名、本間炊、昭和51年4月6日生まれ。参考にありますが、現在の任期が平成~~25~~年10月1日から平成29年9月30日までとなっております。今回の任命は2期目となります。

以上、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（逢見輝続君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時29分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑、討論を省略することとして差し支えございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論は省略いたします。

これから同意第 11 号 古平町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りします。本件は、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、同意第 11 号 古平町教育委員会委員の任命について同意を求める件は同意することに決定いたしました。

#### ◎日程第 12 認定第 1 号

○議長（逢見輝統君） 日程第 12、認定第 1 号 平成 28 年度古平町各会計歳入歳出決算の認定を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

先に一般会計から説明を願います。

○財政課長（三浦史洋君） ただいま上程されました認定第 1 号、決算認定につきまして、一般会計につきまして私のほうからご説明いたします。

決算書、説明書ございますが、決算説明書のほうでご説明させていただきます。4 ページ、5 ページ、おあげください。ここには 28 年度一般会計の歳入歳出決算額状況について載せてございます。予算総額 45 億 6,440 万 5,000 円に対しまして、歳入決算額 42 億 8,557 万 3,674 円、また歳出決算額につきましては 41 億 8,607 万 7,014 円、歳入歳出差し引き 9,949 万 6,660 円でございます。歳出のほう、右のほうの摘要欄ごらんください。翌年度繰越明許費繰越額、金額 1 億 200 万円ほど繰り越してございます。増減欄にあります 3 億 800 万円ほどが歳出予算の未執行額、執行していない金額でございます。そのうち、翌年度に繰り越すものが 1 億 200 万円余りという意味でございます。この繰り越しにつきましては、3 月の定例会で繰越明許費の設定をいただきました 4 つの事業、大きなものとしましては中学校の校舎の大規模改修、また高校通線の階段部分、経済対策臨時福祉給付金、そして個人番号カードの新規発行ということでこの金額となっております。摘要欄の下の段、1 行目、翌年度繰越明許費充当繰越額 912 万 3,000 円、一般会計部分を明許に充てるという部分でございます。そして、翌年度の純繰越額、決算額の差し引きから 912 万 3,000 円を引きまして、9,037 万 3,660 万円が剰余金ということになってございます。こちらにつきましては、予算計上げ 2 月の定例会で例年どおりさせていただきたいと考えてございます。

それでは、12 ページ、13 ページをお開きください。歳出決算額について性質別に並べてございます。まず、12 ページ、増減額の大きいもの説明いたします。2 番目の物件費、決算額 8 億 5,817 万 9,000 円ということで、前年比 1 億 4,637 万 7,000 円の増加でございます。

そして、6番目の建設事業費、決算額7億489万4,000円、前年比2億4,261万8,000円の増加でございます。この建設事業費ふえている部分につきましては、小学校のほうの放射線の防護対策ということで事業を100%補助で提出してございます。それが金額2億200万円余りということで、まさしくぴったしの数字でその部分が上がっているような数値上のものでございます。

それでは、13ページをごらんください。1番目からいきます。人件費5億842万7,000円の決算で、前年と比較しまして2,048万2,000円の増加でございます。内訳の2行目、委員報酬等で前年比較144万8,000円減ということです。統計調査員の部分で7年国勢調査ございました。その調査員さんの報酬161万円が皆減となっております。1行飛ばしまして、職員給与、前年194万8,000円の増加でございます。こちらにつきましては、期末、勤勉手当の率が上がってございます。年間カ月から4.3カ月に0.1カ月分アップしてございます。また、さまざまな採用、退職、会計間の異動などがございしますが、この数字となっております。次の共済負担金については、比較1億9,000円の減でございます。この共済負担金の欄には議員さんの分を載せてございます。まず、議員共済金15万円減でございます。共済会の負担金率が27年度は63%余り、28年度が41%ということで減してございます。また、1カ所、職員の部分の共済で38万円の減となっております。負担金率の減ということでございます。次に、退職手当組合への負担金でございます。比較しまし2,755万3,000円の増加でございます。これにつきましては、事前納付金ということで定年退職と普通退職の部分の差を埋めてございます。3年に1度、それを精算するというので、本町におきましては事前納付金でためておいたのですけれども、足りなかったということで、その差額50万円ほど精算で追加で払う部分がありましたので、28年度突出してございます。来年からは下がります。

2番目、物件費8億,817万9,000円の決算で、前年比1億,637万7,000円の増加です。6行目、委託料です。比較1億,300万5,000円の増加です。去年もこの欄で説明したのですけれども、ふるさと寄附金額でございます。連動してふるさと納税の経費がふえてございますので、贈呈品、比較しまして1億643万円増加してございます。

続いて、3番、維持補修費です。1億,302万1,000円の決算、比較3,289万3,000円の増加です。内訳の2行目、幼児センターの屋根補修で28年度実施してございます。690万円余りです。3つ飛ばして、道路維持の管理で1,037万9,000円の増加、28年度には浜町の中央通りのオーバーレイを実施しております。金額987万円です。それが主なものとなっております。3つ飛ばしていただきまして、住宅維持管理です。比較しますと13万7,000円の増加です。これは、28年度に負担金、新栄団地の屋根の防水工事をしてございます。金額702万円ほどかかっております。それが主な内容でございます。1つ飛ばして、教育施設管理、28年度905万円と表示してございます。これは、小学校の体育館の屋根、雪害で屋根が壊れた部分の修繕代729万円が主なものでございます。

続きまして、4番、扶助費4億,228万9,000円の決算で、前年と比較しまして2,709万2,000円の増加でございます。8行目、福祉等給付金ということで、比較しますと2,485万8,000円増ということで、28年度は年金生活者の支援ということで、970万円ほど支出してございますので、それが主なものでございます。

続いて、5番、補助費3億,017万3,000円、比較しますと4,833万7,000円の減でございます。1

行目、消防組合に対するものが802万円の減でございます。2点理由がありまして、1点目は人件費で減ってございます。高年齢の方の退職、若返りしてございます。その部分、340万円ほど減少となっております。プラスの要因としては、除細動器や防火衣を買ってございますので80万円ふえてございます。差し引き800万円の減少です。9行飛ばしまして、小さな字で障がい給付費の精算返納金でございます。昨年、補正予算もこの関連でございましたが、過年度の精算部分が28年度ふえまして1,537万9,000円の増加でございます。右に移りまして、上から7行目です。掖済会古平診療所で差し引き5,436万7,000円の減ということでございます。平成7年度まで有床診療維持の負担金ということで出してございました。この部分の皆減でございます。

6番、投資的経費7億,489万4,000円の決算、こちらにつきましては後ほど建設事業のほうで詳しく申しますが、28年度の投資的経費の欄で大きなものとして1億円以上あるもの、中段下に高校通線の線形改良で1億7,100万円、清川団地整備で1億00万円、4個飛ばしまして放射線防護対策で2億4,200万円ということで終えた事業でございます。また、27年度の欄では、4本下の掖済会古平診療所の購入費で1億6,900万円とありましたが、28年度ゼロという結果になってございます。

続いて、7番、公債費4億,519万4,000円の決算で、前年比262万円の増加でございます。元金につきましては、840万円ほどふえてございます。こちらにつきましては、小学校のグラウンドで借り入れが1億4,000万円ほどございました。この元金償還が過疎債でございますので28年度から元金の部分始まっておりますので、ふえてございます。

8番、積立金1億,535万円の決算で、比較3,594万5,000円の減少でございます。後ほど基金の推移のところでご説明いたします。

9番、投資及び出資金、ようお願い森林組合への出資金、昨年の補正予算でお願い1,000万円の部分が28年度にのってございます。

11番、繰出金3億9,683万円の決算、前年比80万7,000円の減少でございます。国保会計については、387万8,000円の減でございます。職員給与費の減が07万円、また後志広域連合の共通経費の部分で244万円落ちております。1つ飛ばしまして、後期高齢広域連合、こちら539万5,000円の増加でございます。内容としましては、医療給付費の増に伴う広域連合への負担金の増加でございます。

以上が歳出でございます。

前のページ戻っていただきまして、10ページ、11ページをお開きください。10ページのほうをごらんください。増減額の大きな部分で申しますと、科目14款の道支出金、決算額4億1,941万5,000円で、増減2億365万7,000円でございます。先ほど歳出で申しました放射線防護対策の経費の部分の100%道支出金ということでございます。この部分が大きな増減理由です。

16款の寄附金につきましては5億,285万4,000円で、前年比1億5,094万9,000円の増加でございます。ご存じのとおりふるさと応援寄附金がふえてございます。

下の円グラフごらんください。歳入全体に対する科目のシェアを載せております。地方交付税につきましては、当然不動のシェア1番ということ4.8%でございます。次に、寄附金が2%、2番目のシェアを占めてございます。どんどんふるさと応援寄附金がふえてございますので27年度は4番目のシェア、9.1%でしたが、今回は12%ということで2番目のシェアを占めてございます。

11 ページです。1 款町税につきましては 2 億 59 万 1,000 円の決算で、差し引き 33 万 1,000 円の増加でございます。個人町民税については、275 万円の増加でございます。内容としましては、これも町民税の現年の調整額が前年と比べて、7%ふえてございます。そして、収納率につきましても現年収納率、滞繰収納率ともにアップしてございますので、増加してございます。1 つ飛ばしまして、固定資産税については 250 万 9,000 円の減収です。償却資産を払っております 3 社、廃業によりまして償却資産部分が減少してございます。また、収納率につきましても固定資産税のほうは現年、滞繰ともにダウンしてございますので、こういう結果でございます。

続いて、2 款から 10 款までの部分でございますが、8,296 万 7,000 円の決算で、前年比 1,807 万 2,000 円の減少です。下から 4 つ目、地方消費税交付金でございますが、前年と比べて、23 万 2,000 円減少となっております。この交付金額を出す基礎となります人口とか従業者数が減少してございます。27 年度と 28 年度で基礎となる数字、国調の人口の入れかえしてございます。また、経済センサスであります従業者数も古平町は減少してございますので、かなり減少しておりますので、それで案分率でぐぐっと下がって減少となりました。

9 款地方交付税につきましては 19 億 1,854 万 5,000 円、前年比 3,175 万 3,000 円の減少です。普通交付税は、前年と比べて 1.2%減少してございます。2,042 万 6,000 円の減少です。ちなみに、27 年度の普通交付税 17 億 7,000 万円、それは 26 年度と比べてプラス 7.1%でした。ということでの上がり下がりがございます。特別交付税も減ってございます。

11 款分担金及び負担金 506 万 9,000 円の決算で、14 万 4,000 円の増加です。

12 款使用料及び手数料につきましては、456 万 9,000 円、115 万 9,000 円の減少となっております。内訳の 5 行目、幼児センターの保育料ですが 205 万 8,000 円の減少です。28 年度は、第 2 子の半額として第 3 子の無料化ということの政策を進めましたので、その部分での減少でございます。

13 款国庫支出金 4 億 4,949 万円、前年比 3,102 万円の増です。9 行目、10 行目、ごらんください。地域消費喚起・生活支援型と地方創生先行型ということで平成 27 年度に数字を 1,000 万ほどのせてございます。これは、平成 26 年度の国の補正予算で全国的にこういうものを持ってございます。それを繰り越して 27 年度で実施したということでございます。28 年度はございません。続いて、8 行飛ばして、社会資本整備の交付金です。地域活力と地域住宅ということで、それ 25 万 5,000 円の増加と 1,871 万 2,000 円の増加でございます。地域活力の内容としましては、高校通りの改良ということで 6,930 万円ほどふえていると。減少要素としては、町道の除排雪の交付金につきま 12,096 万円ほど減ってございます。住宅の部分につきましては、清川団地、栄団地の改善ということで、事業費の増に伴う補助金等です。2 分の 1 補助金です。

続いて、14 款道支出金です。4 億 945 万 5,000 円の決算で、前年比 2 億 65 万 7,000 円の増加となっております。右に進みまして、下から 5 行目で放射線防護対策 28 年度で 2 億 4,258 万 4,000 円実施してございます。

15 款財産収入 392 万 5,000 円の決算です。前年比 240 万 5,000 円の減少でございます。4 行目に財産売却収入を載せてございます。27 年度に 219 万 8,000 円ということで、新地の丸山駐在のほうの土地の部分近隣の方に売ってございます。

16 款寄附金 5 億1,285 万 4,000 円、前年比 1 億5,094 万 9,000 円の増加です。ふるさと寄附金につきまして、27 年度の金額の 1.4 倍の金額 5 億1,000 万円となっております。

17 款繰入金 6,493 万 9,000 円、前年比 4,693 万 6,000 円の増加です。ふるさと応援基金から取り崩しまして、19 の事業に充てておりました。その部分での増加でございます。

18 款繰越金 1 億 6,247 万 5,000 円の決算で、6,644 万 2,000 円の増加でございます。

19 款諸収入 6,107 万円の決算です。比較、297 万 4,000 円の減となっております。主なものとしましては、5 行目ごらんください。小樽掖済会の補助返還金ということで、比較 62 万 1,000 円の減少です。28 年度の数字につきましては、有床で負担金払っていたものの最終の精算です。526 万 5,000 円の収入です。27 年度の 5,800 万円余りにつきましては、掖済会病院を建てたときに町から補助金を出してございます。その部分に見合う建てかえ的な補助金の残額というのですか、見合う分についての補助の返還でございます。下から 2 行目、その他の上ですが、高齢者グループホームの補助金の返還金、27 年度には 1,469 万 2,000 円ございました。グループホームの設置者から北海道の補助金の部分について返納するというので、町の会計を通して道のほうに返納してございます。

20 款町債につきましては 3 億,062 万 5,000 円の決算で、前年比 4,810 万 1,000 円の減少でございます。

以上が歳入です。

○議長（逢見輝続君） 説明途中でありますけれども、1 時まで昼食のため休憩いたします。

休憩 午前 11 時 56 分

再開 午後 0 時 59 分

○議長（逢見輝続君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、三浦財政課長に引き続き一般会計の説明をお願いします。

○財政課長（三浦史洋君） 引き続きご説明いたします。

決算説明書の 34 ページをお開きください。こちらからは、主要な施策の一般事務事業について載せてございます。まず、コミュニティバスの運行事業、事業費 9 万 4,080 円、上の括弧書きは前年度の事業費でございます。同額、3 カ年度の契約でございますので 26 年、27 年、28 年度同額でございます。下のほうに利用者数を載せてございます。米印にありますように、前年度比 46 人ちょっと減少してございます。

35 ページです。ふるさと納税贈呈品の事業、決算 3 億 782 万 9,898 円ということで、前年と比べて 47 %増額となっております。端的な理由としましては、清水商店の加入でぐんと伸びてございます。下のほうには、各表を載せてございます。上段、寄附件数と寄附金額、下のほうの段には業者別の贈呈品、金額等を載せてございます。後ほどごらんください。

36 ページです。上段に元気プラザの管理費、下段に生活支援ハウスの運営費を載せております。元プラのほうは、前年比 58 万 9,000 円の減となっております。減の理由としましては、修繕料 70 万円ほど落ちたと。維持管理費で 18 万円ほど落ちてございます。増加のほうは、燃料費のほう 53 万

円ほど上がってございます。下段の生活支援ハウスにつきましては、前年と比べて134万5,000円の増額でございます。理由としましては、運営の委託費で136万円増額となっております。

37 ページ、児童手当でございます。3,074万円ということで、前年と比べて68万5,000円落ちております。理由としましては、対象児童数、そして支給月数の減でございます。下の表に載せてございます。

38 ページです。重度心身障害者の医療費助成、549万2,854円、前年と比べて115万円ほど落ちてございます。理由としましては、受診件数の減、医療費の減、それに伴う町の助成金の減でございます。右の39 ページです。こちらは、ひとり親家庭への助成事業でございます。95万7,000円ほどで、前年比12万5,000円ふえております。ふえた理由としましては、受診件数、医療費の増に伴う助成金の増ということでございます。

40 ページです。子ども医療費の助成でございます。867万2,246円、前年比86万円ほど減少となっております。理由としましては、受診件数は全体でふえておりますが、医療費が減ってございます。

続いて、ページめくっていただきまして、42 ページです。障害者自立支援事業4億1万1,282円、前年と比べて423万円ほどふえてございます。身体障害者の部分で520万円減、知的障害者の部分で760万円増、障害児の部分で180万円増が主な増減となっております。右の母子保健事業につきましては435万8,450円、前年比86万3,000円の増額でございます。理由としましては、妊婦健診の増加でございます。健診委託料が53万円、通院の支援で11万円増加してございます。

44 ページです。成人保健事業61万2,954円、前年比43万2,000円ほど減少しております。前年には健康管理システムの関係で31万円持っておりましたが、それが皆減しております。右、予防接種事業732万4,015円、前年比147万円ほどふえております。理由としましては、28年度は新たに日本脳炎、B型肝炎が加わり、その他予防接種委託が146万円ほどふえてございます。

続いて、46 ページです。町立診療所の運営、694万2,000円でございます。下のほうの表にございます医業の収支の状況ということで、収入が741万2,000円、支出が1億3,435万4,000円ということで、収支差し引き6,694万2,000円の赤字となっております。

47 ページです。じん芥処理事業、304万4,775円、前年と比べて7万円ほどの増でほぼ同額でございます。

続いて、48 ページです。クリーンセンターの運営でございます。1,259万7,871円、前年比33万8,000円の減ということで、修繕料が前年比41万7,000円ほど減ってございます。

49 ページです。高齢者福祉温泉優待券の発行ということで355万4,948円、前年比8万8,000円ほどふえております。理由としては、利用回数の増でございます。

50 ページ、パークゴルフ場の管理です。345万6,392円、前年比111万円の増でございます。ティーグラウンドの交換をしております。1コースずつ3カ年でやる計画でございます。その部分でふえております。

51 ページ、家族旅行村です。138万5,288円、前年比19万8,000円ほど減ってございます。水道メーターの更新負担金が27年度19万円ございました。この部分が皆減でございます。

続いて、52 ページ、町道除排雪事業、308万818円、前年比1,175万円ほど減少となっております。

す。理由としましては、27年度は除雪車1,450万円で購入してございますが、その部分が皆減です。増加の要素としては、整備料で30万円ふえて、委託料も160万円ふえております。降雪量等のものはグラフ化してございますので、後でござらんください。

53 ページです。スクールバス運行501万6,660円、前年比5万8,000円ほど微増してございます。

54 ページです。海洋センターの運営です。1,553万8,440円、前年比39万8,000円の増となっております。理由としては、管理委託で20万円増、またプールに入れるシャークバイク、そして血圧計などを買ってございますので、99万円ほどふえてございます。

続きまして、84ページをお開きください。建設事業について載せてございます。1番は、明和地区の住民集会所、実施設計、測量等につきまして事業費、決算金額ですが33万7,000円でございます。

85 ページ、2番、旧北海信金の古平支店の購入1,526万円の決算で終了してございます。

86 ページです。ネットワーク通信機器の更新で82万4,000円ということで、事業内容としては下のような更新内容で見取り図も掲載してございます。

87 ページ、情報セキュリティ強化対策事業650万3,000円ということで載せてございます。事業内容等につきましては、下のほうをござらんください。

88 ページです。事務用パソコンの購入ということ1万3,000円、こちらは平成26年に購入しましたパソコンにつきまして、北海道備荒資金組合で買っていただきまして、譲渡を受けておりますので、そちらに対する5カ年の償還金でございます。

続いて、89ページ、戸籍事務の電算化機器納入事業28万5,000円、こちらも平成26年に整備してございます。備荒資金組合への償還金でございます。

90 ページです。元気プラザのスプリンクラー設置122万7,000円、実施設計の部分でございます。

91 ページ、幼児センター保育室の増室事業64万2,000円ということで、保育スペースが不足しているということでの改修をしてございます。

92 ページです。診療所の開設準備の経費でございます3,719万円でございます。事業内訳としましては、3番目の表に載せてございます。電子カルテ、あと改修工事等、あと備品購入費等、金額を載せてございます。

93 ページです。エックス線のCT装置や画像システムの購入3,124万4,000円でございます。

94 ページです。診療所部分のスプリンクラーの事業費3万3,000円、実施設計の部分でございます。

95 ページ、医師住宅の建設事業205万2,000円、実施設計の委託料でございます。

96 ページです。林道チョペタン線の整備事業80万8,000円でございます。事業内容欄にありますように、のり面保護工事、路盤工事等をしてございます。

97 ページ、森林環境保全整備352万4,000円、町有林の樹下植栽、また下刈り等を行っております。

98 ページ、未来につなぐ森づくり推進03万2,000円ということで、こちらは民間の森林所有者に対する補助でございます。補助戸数2戸、個人1戸、団体1戸ということで、実施面積が8.15ヘクタールということでございました。

続いて、99 ページ、ウニ種苗放流81 万円、前年と同額となっております。事業内容欄、エゾバフンウニの人工種苗を15 万粒、これも去年と同じでございます。中間育成して放流してございます。総事業費は162 万円でございます。

続いて、100 ページ、ウニ海中養殖実証事業24 万9,000 円、この事業につきましては平成27 年度に予算は補正予算で進めてございます。28 年度は2 年目でございます。事業内容にあるようなものを購入してございます。

続きまして、101 ページ、橋梁長寿命化修繕計画事業, 111 万4,000 円でございます。事業内容としては、第2 冷水橋の修繕工事、そして清丘1 号橋の実施設計委託でございます。

続いて、102 ページ、町道高校通線改良 1 億, 126 万7,000 円、ほほえみくらすに通ずる高校通線の勾配緩和と線形改良でございます。ご承知のとおり、28 年度は路盤工、排水工、また水道の配水管の移設、下水管の移設ということで行ってございます。

103 ページ、清川団地の建設 1 億06 万円でございます。事業内容欄にあるとおり、1 棟4 戸、建物駐車場、また既存公営住宅の除去が3 棟 11 戸ということでございます。

104 ページ、栄団地住戸改善, 781 万円でございます。栄団地としては、全体として3 棟でございます。このうち屋根改修が4 棟 16 戸、内窓改修が3 棟 12 戸を行っております。

105 ページ、定住促進共同住宅建設費の支援でございます1,060 万円ということで、予算は、200 万円限度ということでのってございましたが、お一方実施しまして、実績として1,060 万円で終わってございます。

106 ページ、放射線防護対策事業、繰り越し分と書いてございます。24億258 万4,000 円ということで、皆さんご承知の内容だと思います。

続いて、107 ページ、中学校校舎の大規模改修（外壁改修）事業45 万円、校舎部分の改修の実施設計の金額でございます。

続いて、108 ページ、海洋センターの照明灯の改修です。419 万円。現在ある照明をLED化したというものでございます。28 年度は、アリーナの30 基をLED化してございます。

109 ページ、トイレの洋式化事業29 万円、海洋センターのトイレを事業内容のとおり変更してございます。

続いて、110 ページ、空気呼吸器購入事業, 000 円ということで、これは備荒資金組合で買っていたきまして、譲渡を受ける事業ということで、初年度のは利子分ということ800 円ということでの計上でございます。

続いて、111 ページ、防火衣の購入205 万7,000 円でございます。事業内容欄にありますように、消防団員の防火衣を更新するものでございます。30 組購入してございます。

112 ページ、除細動器の購入399 万6,000 円、保守点検の期限切れの除細動器を1 台更新したものでございます。

以上です。

114 ページをお開きください。実質的な単年度収支ということでご説明いたします。この表の年度ごらんください。歳入から歳出を引きまして、形式収支が949 万7,000 円と。翌年度の繰越明許を

引きまして、E欄、実質収支が9,037万4,000円となっております。そこから、前年度から繰り越しされた1億余りを引きまして、G、単年度収支としましては422万1,000円のうろことになってございます。財調積み立て等を足しまして、実質単年度収支は817万9,000円ということになってございます。また、目的基金の部分での積み立て、取り崩しを増減しまして、実質的な収支としましては2億2万9,000円と見てございます。

それでは、122ページをお開きください。こちらには町の基金の残高等を載せてございます。上の表が残高、中段の表が28年度に積み立てた金額、そして下段の表が取り崩した金額ということで載せてございます。基金の残高の部分で財政調整基金、28年度末7億9,184万円です。減債基金が2億9,216万円で、合わせて10億8,400万円ほどとなっております。また、庁舎建設に充て込めます3番、4番、コミュニティセンター建設は昔に積み立てていた部分でございまして、それが4,774万2,000円と。そして、役場庁舎の建設基金が3億89万円ということで、合わせた金額が3億,000万円ちょっととなっております。

最後に、123ページでございまして、ふるさと応援寄附金の内容について載せてございます。上の表の1行目、2行目が寄附金の金額、件数等を載せてございます。そして、積み立て額以降の下部分につきましては、ふるさと応援の基金をつくっておりますので、基金に積み立てた、取り崩した、そして年度末の残高を載せてございます。そして、28年度に基金を取り崩して充当した事業につきましては2番目の表にのせてございます。

以上、雑駁でございましたが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（逢見輝統君） それでは、一般会計の説明が終わりましたので、次に国民健康保険事業特別会計の説明をお願いします。

○民生課長（五十嵐満美君） 私のほうから平成28年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

まず、説明書の129ページをお開きください。平成28年度の国保会計歳入歳出決算でございまして、予算総額1億6,209万円に対しまして、歳入決算額は1億,885万8,646円で、執行率は104.2%、歳出の決算額は1億5,589万1,400円で、執行率は96.2%、歳入歳出差し引き残額、296万7,246円を平成29年度に繰り越しまして、決算を了しております。

下段に過去5年間分の決算状況を記載してございます。平成27年度以外には財政支援繰り入れによって歳入歳出同額で決算を了しておりましたが、28年度につきましては24年度同様に財政支援繰り入れを行うことなく黒字の決算となりました。

それでは、歳出から説明いたしますので、決算書30ページ、231ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算額1,685万9,000円に対しまして、決算額1,390万7,628円で、不用額295万1,372円となっており、大きな要因といたしましては職員給与費関係でございまして。

2目後志広域連合負担金1億,138万6,563円は、前年度と比較しますと3,856万5,000円ほどの減となっております。負担金のうち医療給付分が大きく減となっております。

次のページに移ります。2項の徴税費、予算額1万1,000円に対し決算額26万2,564円、消耗品

が主な支出となっております。

3項の審議会費、決算額1万1,645円、これにつきましては審議会開催等による経費でございます。

2款基金積立金、支出はございませんでした。

次のページに移ります。3款1項の償還金及び還付加算金、予算額 万5,000円に対しまして決算額 32万3,000円は、過年度に過誤納付されました保険税5件分にかかわるものでございます。

4款の予備費につきましては、支出はございませんでした。

次、歳入のほうに移ります。222ページ、223ページをお願いします。1款1項の国民健康保険税は1目の一般被保険者と2目の退職被保険者合わせまして、予算額813万8,000円、調定額1億2,764万8,667円で、収入済額8,743万5,200円、不納欠損額514万3,848円となり、収入未済額は3,506万9,619円で、収納率68.5%、前年度比5.8ポイントアップとなっております。現年度分だけで見ますと、収納率は同じく5.8ポイントアップの91.9%となっております。詳細につきましては、説明書の137ページに載せてございますので、後ほどごらんください。

続きまして、224ページ、225ページをごらんください。2款の使用料及び手数料は、収入はございませんでした。

3款1項の他会計繰入金金の決算額は、923万8,027円で、前年度より387万8,329円の減となっております。繰入金金の詳細につきましては、こちらも説明書137ページを後ほどごらんいただきたいと思っております。

続きまして、4款の繰越金、収入はございませんでした。

次のページ移りまして、5款諸収入、主なものは保険事業に係る広域連合からの収入と27年度分の後志広域連合分賦金精算還付金となっております。

6款国庫支出金、1項国庫補助金、1目総務費補助金ですが、国保都道府県化に伴いますシステム改修経費が10割国庫補助となっているものでございます。医療費及び各保険事業の概要については、こちらも説明書のほうに載せてございますので、後ほどごらんください。

以上で平成28年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願いいたします。

○議長（逢見輝統君） それでは、国民健康保険事業特別会計の説明が終わりましたので、次に後期高齢者医療特別会計の説明をお願いします。

○民生課長（五十嵐満美君） 平成28年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

こちらも説明書のほうからまずごらんください。141ページです。平成28年度の後期高齢者特別会計歳入歳出決算でございますが、予算総額5,948万9,000円に対しまして、歳入決算額は5,861万3,889円で、執行率は98.5%、歳出の決算額は5,846万2,649円で、執行率は98.3%、歳入歳出差し引き決算額は15万1,240円を翌年度へ繰り越しまして、決算を了しております。

それでは、歳出から説明いたします。決算書256ページ、257ページをごらんください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算額3万円に対しまして決算額30万9,147円につきましては、職員の人件費、それから高齢者健康診査業務及びシステム保守の委託料が主な支出となっております。

ます。

2項の徴税費、決算額 23 万 1,676 円につきましては、主に消耗品関係でございました。

次のページをお開きください。2款の後期高齢者医療広域連合納付金の決算額77万2,726円につきましては、前年度と比較しまして保険料相当分はふえたものの、基盤安定負担金分が減となったことによりまして、減額となっております。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目の保険料還付金は、過誤納付されました過年度保険料の還付金となっております。

4款の予備費、支出はございませんでした。

次に、歳出のほうに移ります。決算書50ページをお開きください。1款後期高齢者医療保険料の決算額2,862万4,276円ですが、収納率で見ますと前年度と比較しまして、現年、過年分を合わせまして0.62ポイント減少しております。詳細は、説明書46ページのほうに載せてありますので、後ほどごらんください。

3款の繰入金ですが、決算額,921万9,819円、こちらも詳細は説明書に載せておりますが、前年度比180万円ほど減少している大きな要因は、歳出でも説明いたしました保険基盤安定繰入金の減でございます。

4款繰越金の決算額 20 万 9,652 円は、27 年度会計からの繰り越し分です。

次のページに移りまして、252 ページ、5 款の諸収入になります。主に3項の受託事業収入で広域連合からの収入と4項の償還金及び還付加算金で過年度還付金の発生によるものでございます。

以上で歳入を終わります。

また、後期高齢者医療の医療費及び高齢者健康診査事業の詳細につきましては、こちらも説明書の147ページに載せてございます。後ほどごらんいただければと思います。

以上で平成28年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。よろしくご審議の上ご認定賜りますようお願いいたします。

○議長（逢見輝続君） それでは、後期高齢者医療特別会計の説明が終わりましたので、次に簡易水道事業特別会計の説明をお願いします。

○建設水道課長（高野龍治君） 私の説明は決算書でご説明しますので、決算書267ページをお開きください。平成28年度古平町簡易水道事業特別会計の決算についてご説明いたします。

歳入歳出決算総額につきましては、歳入歳出それぞれ1億509万7,000円でございます。対前年では、1,133万1,651円の減でございます。歳入歳出差し引き残額につきましては、ゼロでございます。

歳入から説明しますので、274、275ページをお開きください。2、1、1使用料、使用料につきましては現年分と過年分に分かれておりまして、現年分につきましては9,954万6,689円の収入でございます。過年度につきましては、158万7,518円の収入でございます。

飛ばしまして、5、2、1簡易水道財政調整基金繰入金153万1,874円の収入でございます。これにつきましては、収支を均等にする基金からの繰り入れでございます。

次のページをお開きください。7款諸収207万1,057円の収入でございます。ここの主な収入としましては、受託事業収入、それと配水管の移転に伴う補償収入が主なものとなっております。

一番下の9、1、1施設費補助金、水道施設耐震化事業補助金50万2,000円の収入でございます。配水管更新事業に充当する補助金で、平成8年度からは国庫補助から道費補助へ移行となっております。

次に、歳出のご説明をしますので、280ページ、281ページをお開きください。1、1、1一般管理費3,150万1,307円の支出でございます。ここでは、会計の運営に伴う職員の人件費、それと消費税納付金などを支出しております。主な支出では、下から2つ目27節公課費、消費税及び地方消費税納付金592万9,200円の支出でございました。これにつきましては、前年の決算28年度に申告するもので、その申告額は561万9,000円でありまして、既に納付済みの中間納付額が49万9,000円で、その中間納付を差し引いたものを28年度に納付することとなります。その額は12万円でございます。さらに、28年度中に中間納付というものがあるわけですが、その額は50万9,000円でございます。合計しまして592万9,000円の納付となります。

次のページへお進みください。2、1、1浄水施設管理費222万7,445円の支出でございます。ここでは、浄水場などの維持管理経費を支出しております。主な支出としましては13節委託料、中段よりちょっと上のところなのですが、上水道維持管理業務委託料443万5,344円の支出でございます。

次のページへお進みください。2目配水施設管理費9万951円の支出でございます。ここでは、配水管路に伴う維持管理経費を支出しております。

飛ばしまして、2項1目施設整備費、221万1,712円の支出でございます。ここでは、配水管路の整備費を支出しております。主な支出としましては、15節工事請負費、配水管布設がえ工事請負費1,285万2,000円の支出でございました。

次のページへお進みください。中段の4款諸支出金4万9,289円の支出でございます。ここでは、主な支出としまして消火栓工事を受託発注する経費が盛り込まれております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願いいたします。

○議長（逢見輝統君） それでは、簡易水道事業特別会計の説明が終わりましたので、次に公共下水道事業特別会計の説明をお願いします。

○建設水道課長（高野龍治君） 同じく決算書でご説明いたします。295ページをお開きください。平成28年度古平町公共下水道事業特別会計の決算について説明いたします。

歳入歳出決算総額につきましては、歳入歳出それぞれ2億8万6,934円でございます。対前年では4,291万9,454円の減でございました。歳入歳出差し引き残額につきましては、ゼロでございます。

歳入から説明しますので、302、303ページをお開きください。上から2つ目の2、1、1下水道使用料、これも現年と過年に分かれておりまして、現年分につきましては2,953万3,300円の収入でございます。過年度につきましては、38万7,500円の収入でございました。

次に、下から2つ目、国庫支出金でございますが203万400円の収入でございました。社会資本整備総合交付金ということで、下水道施設の長寿命化計画を策定する業務に充当しております。

次のページへ進んでいただきまして、一番上、5、1、1一般会計繰入金14億55万3,280円の収入でございます。このうちその他繰入金、790万円余りについては、赤字補填の繰り入れとなっております。

7 款諸収入1,180 万4,508 円の収入でございます。主な収入としましては、下水道管渠移設の補償収入が主な収入となっております。

次に、歳出の説明をしますので、308、309 ページをお開きください。1、1、1 一般管理費 001 万3,105 円の支出でございました。ここでは、会計の運営に伴う職員人件費、それと消費税納付金などを支出しております。主な支出としまして、27 公課費、消費税納付金459 万9,500 円の支出でございまして、これも水道と同じような説明になりますが、前年の決算28 年度に申告するもので、その申告額は448 万2,000 円でありまして、既に納付済みの中間納付額2 万3,000 円を差し引いた額を28 年度に納付することとなります。その額は235 万9,000 円でございます。さらに、28 年度中に中間納付するわけですけれども、その額は224 万1,000 円です。合わせて460 万の納付となっております。これは、1,000 円単位で申し上げております。

次のページへお進みください。2、1、1 施設費 651 万3,200 円の支出でございまして、ここでは下水処理場、下水管路などに伴う施設整備費を支出しております。主な支出としましては15 節、町道高校通線管渠施設工事請負費 993 万6,000 円の支出でございました。

2 目施設管理費3,804 万4,444 円の支出でございます。ここでは、下水処理場、下水管路などの維持管理経費を支出している部分でございます。主な支出としましては13 節委託料、上から2 つ目の下水道管理センター等維持管理業務委託料1,960 万6,320 円の支出でございました。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願いいたします。

○議長（逢見輝統君） それでは、公共下水道事業特別会計の説明が終わりましたので、次に介護保険サービス事業特別会計の説明をお願いいたします。

○保健福祉課長（和泉康子君） 私のほうからは、平成28 年度古平町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

それでは、決算説明資料を使って始めさせていただきます。資料182 ページをお開きください。これは、介護保険サービス事業の決算額と予算執行状況でございまして、記載のとおり歳入歳出予算総額5,284 万9,000 円に対しまして、決算額は歳入4,460 万8,108 円となっており、執行率は83.3%で、支出は4,878 万6,429 円で執行率は92.3%、歳入歳出差し引き決算額82 万1,679 円につきましては翌年度へ繰り越すことで決算を了しております。

下段に過去5 年分の決算状況を記載しておりますが、事業を開始した平成 年からは赤字補填のため一般会計より繰り入れておりました。平成2 年度から25 年度までは、単年度収支の黒字決算が続いて翌年度へ繰り越しておりました。26 年度は赤字、27 年度は黒字でございましたが、28 年度は単年度収支が1,080 万1,692 円の赤字となり、前年度繰越金637 万679 円を充てまして、28 年度の決算は582 万1,679 円の黒字としております。

それでは、4 つの介護サービス事業の決算状況の概略説明いたしますので、次のページ84 ページ、185 ページをお開きください。下のほうの表を見ていただきたいのですが、まず4 事業行っておりまして、黒字事業はショートステイの1 事業、ほか3 事業につきましては赤字で決算しております。

まず、下段のサービス事業収入内訳の古平町デイサービスセンターをごらんください。こちらは、サービス収入等で2,991 万7,665 円に対しまして、支出の委託料等が3,003 万1,071 円で、11 万

3,306円の赤字決算となりました。前年度は、1,680万530円の黒字で決算しておりました。要因といたしましては、介護保険対象分の利用者が5%減となったことに加えまして、平成4年より報酬の高い小規模型が廃止されまして、地域密着型に変わったことによりまして、本町においては利用人数上報酬の低い通常規模型に変更したことによりまして、収入が2万7,738円減となったものでございます。

また、歳出では社協委託料等におきまして、前年度より326万6,508円増となりまして、その大きな要因としましては人件費の処遇改善経費やパート職員の正職員化によるものでございました。

その下の2つ目の事業をごらんください。ショートステイ元気プラザですが、歳入90万8,532円に対し、歳出255万8,662円で、134万9,870円の黒字で決算しております。平成27年度では、146万4,856円でしたので、前年度比11万4,986円減の黒字であります。ほぼ昨年同様の決算状況となっております。

続きまして、隣のページ、185ページに移りまして、3つ目の事業であります古平町居宅介護支援事業では、こちらは要介護1から5までのケアプランを作成する事業所です。歳入90万2,940円に対しまして、歳出870万78円で、680万7,138円の赤字で決算しております。前年度では、671万9,674円でしたので、前年度比8万4,644円増の赤字であります。件数としましては、前年度比3件減47件、金額にしまして12万3,230円の減となっております。こちらもほぼ前年と同様の決算状況となっております。ここの経費には、係長1名分の人件費を計上しております。

その下、4つ目の事業です。包括支援センターでは、こちらは要介護になる手前の要支援1、2の方のケアプランを作成する事業所です。歳入226万5,500円に対し、歳出749万6,618円で、523万1,118円の赤字で決算しております。前年度は、517万5,152円でしたので、前年度比5万9,966円増の赤字でありました。件数としましては、前年度比1件増の518件、金額にしまして5万300円の増となっております。こちらもほぼ昨年同様の決算状況となっております。ここでも係長1名分の人件費を計上しております。

また、2款の予備費につきましては、支出がありませんでしたので、4事業のうち赤字の3事業分、デイサービスセンターの11万3,306円、居宅支援事業所の680万7,138円、包括支援センターの523万1,118円の赤字額合計1,215万1,562円からショートステイ事業の黒字額34万9,870円を差し引いた1,080万1,692円が単年度収支の赤字額となりました。

各事業の実績、介護報酬等の詳細につきましては186ページ以降に、またデイサービス事業の指定管理料の内訳につきましては決算書の339ページ以降を後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で平成28年度古平町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝続君） これで平成28年度の決算の説明は終わりました。

それで、2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時56分  
再開 午後 2時10分

○議長（逢見輝統君） それでは、再開いたします。

先ほど認定第1号 平成28年度古平町各会計歳入歳出決算の認定について提案理由の説明が終わったところでございます。

本件につきましては、例年全員で構成する決算審査特別委員会を設置して審査しているところでございます。

お諮りします。認定第1号 平成28年度古平町各会計歳入歳出決算の認定については全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号 平成28年度古平町各会計歳入歳出決算の認定については全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

◎日程第13 平成28年陳情第11号

○議長（逢見輝統君） 日程第13、平成28年陳情第11号 家庭ごみ・下水道汚泥等のアミノ酸堆肥化に関する陳情を議題といたします。

総務文教常任委員長からお手元に配付したとおり、委員会審査報告書が提出されております。

お諮りします。本件に関する委員長報告は、会議規則第90条第3項の規定により省略することにしたと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、平成28年陳情第11号については委員長報告を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。平成28年陳情第11号は、お手元にお配りしました委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、平成28年陳情第11号 家庭ごみ・下水道汚泥等のアミノ酸堆肥化に関する陳情は不採択とすることに決定いたしました。

◎日程第14 陳情第11号

○議長（逢見輝統君） 日程第14、陳情第11号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情についてを議題といたします。

陳情第11号は、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第11号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 討論ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第11号を採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第11号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情については採択することに決定いたしました。

◎日程第15 陳情第12号

○議長（逢見輝統君） 日程第15、陳情第12号 「オスプレイ飛行訓練の中止等を求める意見書」（案）採択を求める陳情書を議題といたします。

お諮りします。陳情第12号は、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第12号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 討論ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第12号を採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第12号 「オスプレイ飛行訓練の中止等を求める意見書」（案）採択を求める陳情書は採択することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（逢見輝統君） これで本日の日程は終了いたしました。

28日の本会議は、ただいま設置しました決算審査特別委員会終了を待って、時間を繰り下げて開催することにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 2時14分

上記会議の経過は、書記  
とを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違ないこ

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員